

小鹿野町告示第50号

小鹿野町役場庁舎建設基本設計・実施設計業務委託について、次のとおり公募型プロポーザルを行うので、次のとおり公告する。

令和元年11月13日

小鹿野町長 森 真太郎



1 業務の概要

- (1) 業務名 小鹿野町役場庁舎建設基本設計・実施設計業務委託
- (2) 業務内容 小鹿野町役場庁舎建設工事に係る基本設計及び実施設計業務
なお、詳細については、特記仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和3年1月29日まで
(基本設計：契約締結日から令和2年8月31日まで)
- (4) 概算事業費 70,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)を上限とする。

2 選定方法

公募型プロポーザル方式とする。なお、本プロポーザルにおける参加者(参加表明者又は技術提案者)が1者のみであっても審査及び評価を行い、特定の可否を決定する。

3 実施スケジュール

	実施内容	実施期間
第一次審査	実施要領等の配布	令和元年11月13日(水)から 令和元年11月26日(火)まで
	参加表明書等に関する質問書受付期間	令和元年11月13日(水)から 令和元年11月18日(月)まで
	質問書に対する回答	令和元年11月22日(金)
	参加表明書等の提出期限	令和元年11月26日(火)
	第一次審査	令和元年12月5日(木)
	選定・非選定通知書の送付	令和元年12月6日(金)
第二次審査	技術提案書に関する質問書受付期間	令和元年12月6日(金)から 令和元年12月13日(金)まで
	質問書に対する回答	令和元年12月20日(金)
	技術提案書の提出期限	令和2年1月21日(火)
	第二次審査(プレゼンテーション・ヒアリング)	令和2年1月28日(火)
	特定・非特定通知書の送付	令和2年1月下旬～2月上旬

4 実施要領等の配付

(1) 配布方法

小鹿野町ホームページからダウンロード

<https://www.town.ogano.lg.jp/industry-bid-business/bid-information/tyousyakensetu>

(2) 配布期間

令和元年11月13日（水）から令和元年11月26日（火）まで

5 事務局

小鹿野町役場総務課まちづくり推進室

〒368-0192 埼玉県小鹿野町小鹿野89番地

TEL : 0494-26-6581 (直通) FAX : 0494-75-2819

6 参加資格

参加者は次に掲げる事項を全て満たしていることを要件とする。

(1) プロポーザルに参加できる者の形態は、単体企業又は設計共同体（以下「JV」という。）とする。

(2) 単体企業としてプロポーザルに参加する者の資格は、次のとおりとする。

① 本プロポーザル手続き開始日前までにおいて、平成31・32年度小鹿野町建設工事等入札参加適格者名簿に登録されている者。ただし、登録されていない者であっても、参加表明書の提出の日前までにおいて、これと同等の資格を有していると認められた場合は、この限りでない。

② 本プロポーザル手続き開始日において、関東甲信越（1都9県）に本店又は支店を有するものであること。

③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に規定する者に該当しない者であること。

④ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所に登録を行っている者であること。

⑤ 参加者又は今回の設計業務を担当する管理技術者若しくは建築（総合）担当主任技術者が、平成21年4月以降に日本国内で竣工又は実施設計を完了した新築工事で、延床面積2,000㎡以上の同種施設等^{*1}の（以下「2,000㎡以上の同種施設等」という。）の設計業務実績^{*1-1}を有すること。または、参加者又は今回の設計業務を担当する管理技術者、建築（総合）担当主任技術者若しくは建築（構造）担当主任技術者が、平成21年4月以降に日本国内で竣工又は実施設計を完了した新築工事で、主要構造部を木造とした延床面積500㎡以上の建築物（以下「500㎡以上の木造」という。）の設計業務実績^{*1-1}を有すること。

なお、2,000㎡以上の同種施設等^{*1}については、協力事務所又はその管理技術者若しくは建築（総合）担当主任技術者の設計業務実績^{*1-1}を含めてよ

く、500㎡以上の木造については、協力事務所又はその管理技術者、建築（総合）担当主任技術者若しくは建築（構造）担当主任技術者の設計業務実績^{※1}を含めてよい。

※1 同種施設等とは、告示第98号別添二の建築物の類型のうち、「四 業務施設」の第2類に分類される建築物のうち、銀行、本社ビル又は庁舎とする。

※1-1 基本設計のみは除く。

- ⑥ 本プロポーザル手続き開始日から契約締結日までの期間において、小鹿野町建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
 - ⑦ 本プロポーザル手続き開始日から契約締結日までの期間において、小鹿野町建設工事等暴力団排除措置要綱に基づく指名除外措置を受けていない者であること。
 - ⑧ 本プロポーザル手続き開始日から契約締結の日までの期間において、会社更生法（平成14年法律第15号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始決定又は再生手続開始決定を受けている者は、この限りでない。
- (3) J Vとしてプロポーザルに参加する者の資格は、次のとおりとする。なお、J Vを構成する者の呼称は、代表構成員、構成員とする。
- ① J Vは、小鹿野町設計共同体取扱要綱（令和元年小鹿野町告示第 号）の規定に基づき結成されたものであること。
 - ② 代表構成員は、(2)①から④まで及び⑥から⑧までを満たしていること。
 - ③ 代表構成員は、本業務の中心的役割を担う履行能力を持ち、出資比率は構成員中最大であること。
 - ④ すべての構成員が(2)①、③、④、⑥から⑧までをすべて満たしていること。
 - ⑤ 代表構成員、構成員のいずれかが(2)⑤を満たしていること。
 - ⑥ すべての構成員は、別添「小鹿野町役場庁舎建設基本設計・実施設計業務委託公募型プロポーザル実施要領8(1)」で参加資格として求めているいずれかの配置予定技術者が所属する企業であること。

7 参加表明書の提出

(1) 提出期間

令和元年11月13日（水）午前8時30分から

令和元年11月26日（金）午後5時15分まで

持参による場合の受付時間は、土曜日及び日曜日を除く午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 提出先

- 5に掲げる事務局
- (3) 提出方法
持参又は郵送とし、郵送による場合は、配達証明付書留郵便とし、提出期間内必着とする。
- 8 技術提案書の提出
- (1) 提出期間
令和元年12月6日（金）午前8時30分から
令和2年1月21日（火）午後5時15分まで
持参による場合の受付時間は、土曜日及び日曜日を除く午前8時30分から午後5時15分まで。
- (2) 提出先
5に掲げる事務局
- (3) 提出方法
持参又は郵送とし、郵送による場合は、配達証明付書留郵便とし、提出期間内必着とする。
- 9 審査及び評価
- (1) 第一次審査
審査委員会において、参加表明書等の書類審査を行い、技術提案書の提出を要請する者を5者程度選定する。ただし、第一次審査の評価点が16点に満たない者は選定しない。
- (2) 第二次審査
第一次審査で選定された者によるプレゼンテーション並びに審査委員会によるヒアリング、審査及び評価を行い、受注候補者1者及び次席者1者を特定する。ただし、第二次審査の評価点が60点に満たない者は受注候補者として選定しない。
なお、第一次審査における審査結果（採点）は、第二次審査に持ち越さないものとする。
- 10 その他
- (1) 本プロポーザルへの参加等に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 詳細は、別添「小鹿野町役場庁舎建設基本設計・実施設計業務委託公募型プロポーザル実施要領」による。